

○八頭町広告掲載要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 町の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により新たに財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町の資産のうち広告掲載が可能のものをいう。

- ア 町の広報印刷物
- イ 町のホームページ
- ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 実施機関等 八頭町課設置条例（平成17年3月31日条例第8号）第1条に掲げる課室、八頭町支所設置条例施行規則（平成17年3月31日規則第5号）第2条に掲げる課、出納室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人の名詞広告
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると第8条に規定する八頭町広告事業審査委員会が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる基準は、町長が別に定める。

（広告掲載の優先順位）

第5条 広告の掲載は、地方自治体の広告媒体に掲載することに鑑み、公共性及び地域性の高いものを優先的に掲載するものとする。

（広告掲載の実施方法）

第6条 町長は、広告媒体の種類、広告の規格、内容及びデザイン、募集方法及び選定方法、予定価格、契約条項その他の広告掲載の実施に関し必要な事項について、あらかじめ広告媒体ごとに取扱要領等を定めるものとする。

（広告掲載の取り消し）

第7条 町長は、次の各号に掲げる場合には、広告掲載を取り消し、又は広告掲載に係る契約を解除するものとする。

- (1) 広告掲載の内容が、第5条第1項各号のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 事情の変更により特に必要と認めたとき
(広告審査委員会)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、八頭町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は、町長をもって充てる。
- 3 審査会の委員は、副町長、教育長、総務課長、船岡支所長、八東支所長、会計管理者、福祉課長、税務課長、建設課長、産業課長、上下水道課長、企画人権課長、保健課長、地籍調査課長、収納対策室長、教育委員会次長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して審査の必要性があると委員長が認めたときに委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

八頭町広告掲載基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、八頭町広告掲載要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づいて行うものとする。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第2条 八頭町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告審査に関する基本的な考え方）

第3条 本基準により広告を審査する場合は、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規程や町民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等を十分考慮した上で、広告媒体の性質に応じて合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種又はこれに類似する業種
- (2) 消費者金融にかかるもの
- (3) ギャンブルのかかるもの
- (4) 民事再生法又は会社更生法による再生手続又は更生手続の開始の決定を受けたもの
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (8) 規制対象となっていいない業種においても社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 前各項に掲げるもののほか町資産等の性質により、広告媒体を掲載等する業種又は事業者として適当でないものとして審査会が認めるもの

（掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告掲載を行わない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか掲載する広告として不適当であると認められるものは、広告掲載を行わない。

（業種ごとの基準）

第6条 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 各業種や商品・サービスについて、必要な許可・免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、広告を掲載する事業者又は広告を取り扱う広告代理店に確認をするものとする。

(2) 医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、直接、別表に掲げる相談窓口又はその他の関連法令所管行政庁に相談するものとする。

1 人材募集広告

(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

(2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設、が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 広告できる事項は、医療法第6条の5及び6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

- (2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。

- (3) 不明な点は、関係機関へ確認する。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

- (4) 不明な点は、関係機関へ確認する。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

- (1) 薬事法第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

- (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

- (3) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- (1) 健康増進法第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
- (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。
- (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- (4) 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般（老人保健施設を除く）
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例： 横浜市事業受託事業者 等
- (2) 有料老人ホーム
 - (1)に規定するもののほか、
 - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。
- (3) 有料老人ホーム等の紹介業
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。
 - イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (4) 介護老人保健施設
介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

11 墓地等

都道府県知事又は町長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
- (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」 等

13 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

14 旅行業

- (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

- (2) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

- (3) その他広告表示について旅行業法第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

15 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反しないこと。

16 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。

- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

- (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

17 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

- (5) ショッキングなデザインは使用しない。

- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

18 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

- (2) 一般廃棄物処理業に係る町長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

19 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 業界団体に加盟していること。

- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。

20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

21 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

22 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

23 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく”トランクルーム”ではありません。」等

24 ダイヤルサービス

“ダイヤルQ 2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

25 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

26 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

27 金融商品

- (1) 投資信託等
 - ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。
 - イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。
- (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等
 - ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。
なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。
 - イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。
 - ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようわかりやすく表示すること。
- (3) その他金融商品
当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。

28 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

(8) 酒類製造販売業

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

（ホームページに関すること）

第7条 八頭町ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく当該広告がリンクしているWEBページの内容についても本基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、八頭町広告掲載要綱及び本基準、その他八頭町が定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。
(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は平成21年1月15日から施行する。